尾張旭市監査公表第１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項及び第４項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第９項の規定により公表します。

令和７年１月２９日

尾張旭市監査委員　山　田　義　浩

尾張旭市監査委員　大　島　も　え

定例監査報告書

１　準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和２年監査委員告示第１号）

２　監査の種類

財務監査（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項の規定による監査のうち、同条第４項の定例監査）

３　監査の対象

原則として、会計課に係る令和６年度（令和６年１０月３１日現在）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

４　監査の着眼点

市の事務事業が法令等にのっとり適正に執行されているかという合規性の観点はもとより、支出した費用に見合う効果を挙げているかどうかという経済性、効率性や所期の目的を達成しているかという有効性の観点を重視して実施した。

５　監査の実施内容

令和６年１１月２５日から令和７年１月２８日までの間、３に記載の事務について、提出された監査資料並びに関係する諸帳簿及び書類を確認するとともに、関係職員の説明を求めることにより実施した。

また、重点テーマとして、令和５年度及び６年度における物品の検査について重点的にその状況を確認するとともに、抽出した備品の実査を行った。

６　監査の結果

監査の対象となった事務について、一部不適切なものが次のとおり見受けられたので、指摘する。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

⑴　是正改善すべきもの（監査結果の取扱基準（平成２０年９月２９日尾張旭市監査委員策定。以下「取扱基準」という。）第２項第１号に規定するものをいう。）

歳入の調定とは、収入の事実を調査決定するものであり、法令又は性質上事前に調定ができないものを除き、歳入金の収納の前に行われるものである（尾張旭市会計規則（昭和５８年尾張旭市規則第１１号。以下「会計規則」という。）第４条及び第５条）。

今回、併せて実施した生涯学習課、図書館及び文化スポーツ課を対象とした監査において、行政財産目的外使用料について、法令又は性質上事前に調定ができない歳入とはいえないにもかかわらず、これまで事後に調定するものと取り扱い、調定の決議を経ないで納入義務者に納入を通知し、徴収し続けてきたとの事案を検出し

た。

そこで、事後の調定について、会計規則を所管する会計課が毎年度作成し庁内に展開している「事後調定科目一覧表」の令和６年度のものを見たところ、生涯学習課、図書館及び文化スポーツ課に係る行政財産目的外使用料が掲げられていた。つまり、会計規則の規定上、原則どおり事前に調定すべき歳入について、所管課自らが、事後に調定できるものとして庁内に通知してしまっていた。

この点、会計課からは、前年度に事後調定とされていたものについて事務が変更になったかどうかは、各課からの申出がない限り、確認はしていないとの説明があった。しかしながら、各課からの申出がないからといって、所管課として、毎年度漫然と同一覧表に掲げ、事後調定を認め続けていいものとは考えられない。

会計課においては、今後は、会計規則の所管課として、法令又は性質上事前に調定ができない歳入を除いて、各課に事前の調定を徹底させるようにされたい。

⑵　検討を要するもの（取扱基準第２項第２号に規定するものをいう。）

歳入を収入しようとするときは、当該歳入について地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５４条第１項に規定するところによりこれを調査し、その内容が適正であると認めるときは、歳入予算の科目ごとに調定決議書により決議しなければならず、事後に調定する歳入についても、会計管理者等からの通知を受けた後、これに準じて調定しなければならない（会計規則第４条及び第５条）。

会計課によれば、事後調定は、各課で受け付け、金融機関に入金された納付金が、市の公金として反映されるのを受けて、会計課が、毎日、財務会計システムの「日次処理」で作成した事後調定一覧表を、本市のグループウェア上の「ネットフォルダ」に掲示し、各課が同一覧表を確認する、という運用となっている。

この点、各課の確認に係る具体的な方法は特段示されておらず、会計課としても、各課がどのように事後調定一覧表を確認しているかのみならず、確認しているかどうかも了知していなかった。

会計規則第５条により、事後調定についても、各課でその決議が必要であり、会計規則を所管する会計課においては、作成された事後調定一覧表の確認に係る具体的な方法を示す、実際に確認がなされているかチェックするなどにより、各課が会計規則にのっとった事務処理をするよう措置を検討されたい。

定例監査報告書

１　準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和２年監査委員告示第１号）

２　監査の種類

財務監査（地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１９９条第１項の規定による監査のうち、同条第４項の定例監査）

３　監査の対象

原則として、教育委員会（教育政策課、学校教育課、学校給食センター、生涯学習課、図書館及び文化スポーツ課）に係る令和６年度（令和６年１０月３１日現在）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

４　監査の着眼点

市の事務事業が法令等にのっとり適正に執行されているかという合規性の観点はもとより、支出した費用に見合う効果を挙げているかどうかという経済性、効率性や所期の目的を達成しているかという有効性の観点を重視して実施した。

５　監査の実施内容

令和６年１１月２５日から令和７年１月２８日までの間、３に記載の事務について、提出された監査資料並びに関係する諸帳簿及び書類を確認するとともに、関係職員の説明を求めることにより実施した。

また、重点テーマとして、行政財産の目的外使用許可に係る事務の状況並びに令和５年度及び６年度における物品の検査の２項目について重点的にその状況を確認するとともに、抽出した行政財産及び備品の実査・現況確認を行った。

６　監査の結果

監査の対象となった事務について、一部不適切なものが次のとおり見受けられたので、指摘する。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

⑴　教育政策課に係るもの

ア　是正改善すべきもの（監査結果の取扱基準（平成２０年９月２９日尾張旭市監査委員策定。以下「取扱基準」という。）第２項第１号に規定するものをいう。以下同じ。）

㈠　東中学校において、市長から行政財産目的外使用の許可（法第２３８条の４第７項に規定される許可をいう。以下同じ。）を得ていない電話線、防犯灯及び柱（自動販売機の電気メーターを設置しているもの）の存在を確認した。

この点、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、

又は供することと決定した財産をいう（法第２３８条第４項）ものとされているところ、同課は、電話線、防犯灯及び柱の設置者による行政財産の目的外使用に気付かずにいたことになる。なお、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものとされており、許可をするのであれば、適切な手続を漏れなく実施されたい。

(ｲ) 物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成２５年尾張旭市規則第３号。以下「物品管理規則」という。）第２３条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。以下同じ。）を令和５年度は実施していなかった。

物品管理事務を適切に実施されたい。

(ｳ) 旭小学校井水用塩素滅菌機取替修繕の契約において、見積依頼者に見積金額の１１０分の１００に相当する金額を記載するよう指示していたにもかかわらず、「税込み」の記載がある見積書、つまり、見積金額の１１０分の１１０に相当する金額（２７０，０００円）が記載されたものを受領し、採用していた。また、当該金額の１００分の１１０に相当する金額（２９７，０００円）で契約していた。

契約事務を適切に実施されたい。

(ｴ) 尾張旭市決裁規程（昭和３７年旭町規程第１号）により、委託料の支出負担行為のうち健康診査、検診、予防接種、保育、特定健康診査及び特定保健指導以外のもので１００万円を超え、５００万円以下であるものは、部長の専決事項とされている。この点、小中学校トイレ・窓ガラス清掃業務は、その契約額が１，３０５，７００円であるにもかかわらず、課長の専決により契約を締結していた。

契約事務を適切に実施されたい。

イ　注意すべきもの（取扱基準第２項第３号に規定するものをいう。以下同じ。）

(ｱ) 令和３年４月１日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、白鳳小学校エレベーターバッテリー修繕、令和６年度尾張旭市学習支援事業（地域未来塾東部地区）及び令和６年度尾張旭市学習支援事業（地域未来塾西部地区）において、代表者印がない見積書を提出した者と契約を締結していた。

市の方針に沿った事務処理を実施されたい。

(ｲ) 本市の随意契約ガイドライン（総務部総務課策定。以下「ガイドライン」という。）により、随意契約を締結する場合、予定価格が尾張旭市契約規則（昭和５３年尾張旭市規則第１９号。以下「契約規則」という。）第２５条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、令和

６年度尾張旭市学習支援事業（地域未来塾東部地区）及び令和６年度尾張旭市学習支援事業（地域未来塾西部地区）は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。

ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。

(ｳ) 小中学校トイレ・窓ガラス清掃業務委託において、委託業者は、一部の学校のプールについて、清掃は実施し、当該学校にはその旨報告したが、契約書で定められた同課へのトイレ個所数等報告書の提出をしていなかった。しかしながら、同課では、報告書を受領していないため、当該トイレの清掃履行を確認できていないにもかかわらず、その分も含めて委託料を支払っていた。

委託料の支払は、相手方による契約の履行を確認した上でのものとされたい。

(2) 学校教育課に係るもの

ア　是正改善すべきもの

(ｱ) 物品の検査を令和５年度は実施していなかった。また、備品のうち１点は所在が分からなかった。

物品管理事務を適切に実施されたい。

所在不明の物品
備品№１５　ＯＡ椅子

(ｲ) 旭小学校等水泳指導支援業務及び渋川小学校等水泳指導支援業務は、それぞれ異なるプール業者に委託して実施しているが、いずれの業者も、尾張旭市入札参加資格者名簿に登載されていないにもかかわらず、「令第１６７条の５第１項及び第１６７条の１１第２項の規定により市長が定めた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」（契約規則第３２条第３号）に当たるとして、契約保証金の全部を免除していた。

契約事務を適切に実施されたい。

(ｳ) 小学校児童用日誌等は、民間の印刷業者から購入（１，６９５，７０７円）しているが、購入に際して、「国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体等と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」（契約規則第３２条第７号）に当たるとして、契約保証金の全部を免除していた。

契約事務を適切に実施されたい。

(ｴ) 法第２３１条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。しかしながら、タブレット端末修理に伴う弁償請求について、調定を決議することなく、令和６年９月３日に納入の通知をしていた。

適時適切に調定を決議されたい。

イ　注意すべきもの

(ｱ)　本市のガイドラインにより、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第２５条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、令和６年度学校管理業務及び小中学校理科教育等振興備品・消耗品購入は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。

ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。

(ｲ)　就学援助システム保守業務における委託契約書には、平成２８年１月５日付け総務部長通知に基づき、特定個人情報を取り扱う内容を含む契約を締結する際に契約書に添付することとされている特定個人情報取扱特記事項が添付されていたので確認したところ、令和５年４月１日付けの改正前のものが添付されていた。

契約を締結する際は、契約書に記載している事項に誤りや現状に即していないものがないか確認することを徹底されたい。

(ｳ)　小中学校備品（保健）（４６２，０００円）購入の際、本市が属する尾張東部地域において購入備品の取扱い業者が一者しかないことを理由に、当該一者と随意契約を締結していた。

契約規則第２５条の２により、随意契約による契約をしようとするときは、２人以上の者から見積書を徴さなければならない。一方、法令によって、価格の定められているもの及び契約金額の総額が１０万円を超えないものその他市長が必要でないと認めたときは、この限りでないとされている（同条ただし書）。

同課が、本契約につき、見積徴取を一者としたのは、尾張東部地域において購入備品の取扱い業者が一者しかないことを踏まえ、同条ただし書を根拠としたものである。この点、同課に、見積徴取を尾張東部地域の業者に限る理由があるのか尋ねたところ、特段の理由は示されなかった。

今回のような場合、見積徴取を尾張東部地域以外の業者に限る理由がないのであれば、同条ただし書適用の余地はないものと考えられるため、今後は、特に、同地域において取扱いが一者しかない場合でも、他地域の者も含めた二者以上からの見積徴取とされたい。

(3)　学校給食センターに係るもの

ア　是正改善すべきもの

(ｱ)　学校給食センターにおいて、市長から行政財産目的外使用の許可を得ていない防犯灯の存在を確認した。

この点、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう（法第２３８条第４項）ものとされているところ、同課は、防犯灯設置者による行政財産の目的外使用に気付かずにいたことになる。なお、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものとされており、許可をするのであれば、適切な手続を漏れなく実施されたい。

(ｲ) 物品の検査を令和５年度は一部のものにしか実施していなかった。また、備品のうち１点は所在が分からなかった。

物品管理事務を適切に実施されたい。

所在不明の物品
備品№５４８　シュレッダー

イ　注意すべきもの

本市のガイドラインにより、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第２５条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、産業廃棄物収集運搬及び処理業務並びに学校給食用物資の購入契約は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。

ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。

(4) 生涯学習課に係るもの

ア　是正改善すべきもの

(ｱ) 中央公民館において、市長から行政財産目的外使用の許可を得ていない防犯灯の存在を確認した。

この点、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう（法第２３８条第４項）ものとされているところ、同課は、防犯灯設置者による行政財産の目的外使用に気付かずにいたことになる。なお、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものとされており、許可をするのであれば、適切な手続を漏れなく実施されたい。

(ｲ) 行政財産の目的外使用の許可を受けようとする者は、尾張旭市公有財産管理規則（昭和６０年尾張旭市規則第７号）に規定される行政財産目的外使用許可申請書を当該行政財産を所管する各課等の長を経て市長に提出しなければならない（同規則第１７条）。しかしながら、同課は、中央公民館のロッカー使用について、許可を受けようとする者に、同規則で定められた申請書様式ではない独自の様式で申請させ、これを許可していた。

規則に沿った事務処理を実施されたい。

㈠　中央公民館のロッカー使用に係る行政財産目的外使用許可において、尾張旭市行政財産の目的外使用料条例（昭和５９年尾張旭市条例第３３号。以下「使用料条例」という。）第２条第３項に基づき、その使用態様に応じ、通常の実例価格等を考慮して市長が定める額として小ロッカー１区画当たりの使用料を３００円／月としている。この点、令和５年１１月１日から令和６年３月３１日までの使用許可に係る使用料について、１，５００円（３００円×５か月）を請求しなければならないところ、２，１００円を請求しており、結果６００円過大に徴収していた。

条例に沿った事務処理を正確に実施されたい。

㈡　歳入の調定とは、収入の事実を調査決定するものであり、法令又は性質上事前に調定ができないものを除き、歳入金の収納の前に行われるものである（尾張旭市会計規則（昭和５８年尾張旭市規則第１１号。以下「会計規則」という。）第４条及び第５条）。

同課は、行政財産目的外使用料について、法令又は性質上事前に調定ができない歳入とはいえないにもかかわらず、これまで事後に調定するものと取り扱い、調定の決議を経ないで納入義務者に納入を通知し、徴収し続けてきた。

適時適切に調定を決議されたい。

㈢　物品の検査を令和５年度は実施していなかった。また、物品管理規則第９条に規定する備品ラベル（以下「ラベル」という。）が付されていない備品が散見された。

物品管理事務を適切に実施されたい。

㈣　同課では、令和６年１０月１日、本地原公民館の図書室のクロスの貼替修繕並びに本棚及びラックの耐震補強が必要として、別々に修繕伺書を起案していた。これら起案では、執行予定額を貼替修繕は９９，０００円、耐震補強は３８，５００円としており、いずれも契約金額の総額が１０万円を超えないことから、契約規則第２５条の２ただし書の規定によりそれぞれ一者からの見積書徴取とした上で、見積依頼は同一の建築会社にすることとし、課長までの決裁を得ていた。

この点、同一の建築会社に同一日に発注する修繕をこのように区分する合理的な理由があるのであれば、当該理由を明示して組織的に意思決定すべきであるし、そうしなければ、単に二者以上による見積合わせを回避するために、故意に分割したものと捉えられるリスクがある。

関係法令の趣旨に沿った契約事務を適切に実施されたい。

㈤　令和６年度地区公民館管理業務委託、瑞鳳公民館第１集会室外ＬＥＤ取替修

繕、中央公民館等環境整備業務委託及び中央公民館管理業務委託は、契約の相手方がいずれも尾張旭市入札参加資格者名簿に登載されていないにもかかわらず、「令第１６７条の５第１項及び第１６７条の１１第２項の規定により市長が定めた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」（契約規則第３２条第３号）に当たるとして、契約保証金の全部を免除していた。

契約事務を適切に実施されたい。

イ　検討を要するもの（取扱基準第２項第２号に規定するものをいう。以下同じ。）

同課は、天体観測教室・一般観望会の運営、同教室の講師養成などを内容とする天体観測教室開催事業を、市内小中学校の理科教諭で構成される尾張旭市天体観測教室開催委員会に委託して実施している。

本事業について、尾張旭市監査委員は、令和４年度の教育委員会に係る定例監査報告書（令和４年１１月２８日付け尾張旭市監査公表第２１号）で、法第１９９条第１０項の規定に基づき、「契約の形態については、事業の実施主体のあり方も含めて、補助金、謝金等の費目による支払い等、他の手法について考察されたい」との意見を付している。

しかしながら、今回の監査でも、引き続き、本事業を同委員会への委託にて実施していることを確認した。あわせて、実質、生涯学習課が、同委員会の事務を担っていることも確認した。

また、委託料には、毎年度、慣例的に備品購入費を積算してはいるものの、いずれも、同委員会において、本事業に係る備品購入の実績はなく、最終的に、契約金額の変更により対応していることを確認した。

よって、本事業は、他の自治体の最近の動向や事例等も踏まえて、契約の形態、実施主体の在り方、支出科目、備品の購入の必要性等について、引き続き検討の上、措置されたい。

ウ　注意すべきもの

令和３年４月１日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、令和６年度尾張旭市公民館講座夏季募集案内印刷業務において、代表者印がない見積書を提出した者と契約を締結していた。

市の方針に沿った事務処理を実施されたい。

⑸　図書館に係るもの

是正改善すべきもの

㈠　図書館において、市長から行政財産目的外使用の許可を得ていない防犯灯の

存在を確認した。

この点、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう（法第２３８条第４項）ものとされているところ、同課は、防犯灯設置者による行政財産の目的外使用に気付かずにいたことになる。なお、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものとされており、許可をするのであれば、適切な手続を漏れなく実施されたい。

(ｲ) 歳入の調定とは、収入の事実を調査決定するものであり、法令又は性質上事前に調定ができないものを除き、歳入金の収納の前に行われるものである（会計規則第４条及び第５条）。

同館は、行政財産目的外使用料について、法令又は性質上事前に調定ができない歳入とはいえないにもかかわらず、これまで事後に調定するものと取り扱い、調定の決議を経ないで納入義務者に納入を通知し、徴収し続けてきた。

適時適切に調定を決議されたい。

(ｳ) 物品の検査を令和５年度は実施していなかった。また、ラベルが付されていない備品が散見された。

物品管理事務を適切に実施されたい。

(ｴ) 令和６年度図書館施設管理業務委託は、契約の相手方が尾張旭市入札参加資格者名簿に登載されていないにもかかわらず、「令第１６７条の５第１項及び第１６７条の１１第２項の規定により市長が定めた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」（契約規則第３２条第３号）に当たるとして、契約保証金の全部を免除していた。

契約事務を適切に実施されたい。

(6) 文化スポーツ課に係るもの

ア 是正改善すべきもの

(ｱ) 歳入の調定とは、収入の事実を調査決定するものであり、法令又は性質上事前に調定ができないものを除き、歳入金の収納の前に行われるものである（会計規則第４条及び第５条）。

同課は、行政財産目的外使用料について、法令又は性質上事前に調定ができない歳入とはいえないにもかかわらず、これまで事後に調定するものと取り扱い、調定の決議を経ないで納入義務者に納入を通知し、徴収し続けてきた。

適時適切に調定を決議されたい。

(ｲ) 物品の検査を令和５年度は実施していなかった。また、ラベルに所管課、備品番号及び品名は記載されていたものの、取得年月日が記載されていなかった。

物品管理事務を適切に実施されたい。

イ　検討を要するもの

行政財産目的外使用料は、使用料条例第２条第１項の規定を根拠に算定するものである（同項の規定にかかわらず、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第３２条第１項第１号、第２号及び第６号並びに道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号）第７条第１号、第４号及び第５号に掲げる工作物、物件又は施設を設ける場合の使用料は、使用料条例第２条第２項を根拠に算定することとなる。）。

一方、使用料条例第２条第１項又は第２項の規定により使用料の額を算定することが不適当又は困難と認める場合の使用料は、その使用態様に応じ、通常の実例価額等を考慮して市長が定める額となる（使用料条例第２条第３項）。

同課は、公の施設である総合体育館の敷地、旭ケ丘体育施設の敷地、南グランドの敷地及び晴丘体育施設の敷地並びに市民プールの敷地における自動販売機設置に係る目的外使用料を、使用料条例第２条第３項を根拠に算定の上、徴収している。

この点、同課に、なぜ同項を根拠とするのかを尋ねたが、これら施設に係る指定管理の導入当時の電気代相当額であるとするのみであり、なぜ同条第１項又は第２項の規定により使用料を算定することが不適当又は困難なのか等についての具体的な回答は得られなかった。

同課にあっては、これら使用が同条第１項又は第２項の規定により使用料の額を算定することが不適当又は困難なものであるか、また、使用料が同条第３項に沿った適切な水準にあるか検討されたい。

ウ　注意すべきもの

(ｱ)　令和３年４月１日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、令和６年度尾張旭市スポーツ活動推進事業業務委託及び令和６年度文化振興事業業務委託において、代表者印がない見積書を提出した者と契約を締結していた。

市の方針に沿った事務処理を実施されたい。

(ｲ)　本市のガイドラインにより、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第２５条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、中学校体育施設夜間開放管理業務委託は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。

ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。